

(別記)

2019年度西臼杵地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

西臼杵地域では夏季冷涼で、気温の日較差が大きい気象条件を生かした収益性の高い作物や、夏秋野菜をはじめとする多様な園芸品目が作付けされている。地域の水稲の栽培状況は普通期水稲の生産が主体を占めており、棚田と自然が織りなす美しい景観や環境保全など、農業・農村が持つ多面的機能を発揮している。このため、地域において農業は食品加工や観光など幅広い産業との結びつきにより、当地域の基幹産業とし重要な役割を果たしている。

さらに、地域が九州の中央部に位置し、熊本・大分・福岡などの大消費地に近いことから、安全・安心な農作物を供給する体制の確立が期待されている。

しかし、地域が九州山脈の山懐にあるため平坦地が少なく農業条件が厳しい中山間地となっているため、兼業農家が多く、小規模複合経営が多く展開されている。管内の水田では水稲等の普通期作物の他、高冷地の気候を活かした多様な園芸品目が作付けされているが、急傾斜地に農用地が点在している他、農道や用水の整備も県平均に比べ遅れている状況である。また、人口の減少と高齢化の進行、農業における担い手不足や鳥獣被害による耕作放棄地の拡大、及び新規就農・集落営農・法人等の組織整備が喫緊の課題となっている。

2 作物ごとの取組方針等

契約取引など需要のある米については、引き続き作付を行い、消費者ニーズに即したうまい米づくりを進めるとともに、気象変動に強い安定した生産体制の構築や更なるコスト削減に向けた技術の普及などの取組を関係機関・団体が一体となり推進する。

高冷地の気候性を活かしたトマト・胡瓜等の野菜類、ラナンキュラス・ホオズキ・りんどう等の花き類、クリ・ゆず等の果樹類といった多様な園芸作物に加え、人工ホダ場におけるシイタケ等の生産拡大を図る。また、戦略作物の作付けを推進することで、地域における水田の有効活用を図る。

(1) 主食用米

主食用水稲については、水稲の栽培単位面積が小さいことから、主食用水稲での産地化は難しいが、需要に応じた生産と品質向上を行うため、認証制度（特別栽培米・特A米）によるブランド米の確立及びうまい米研究会を中心とし、需要に応じた高品質品種への転換を図り、米作りを目指す。

(2) 非主食用米

ア 加工用米

転作作物の一つとして加工用米を位置づけ、計画的な生産拡大と生産性向上による所得向上を図り、低コスト・品質向上を図るため、産地交付金を活用し、生産性向上の取組を行いながら現行の0.6ha（2018）から2020年には作付け面積3haへの拡大を目指す。

イ WCS 用稲

畜産農家を中心に自給飼料の確保の観点から、作付けが拡大し、専用品種への転換を図り、品質向上・収量増加を目指す。(面積 197ha (2018) →200ha (2020))

(3) 麦、大豆、飼料作物

大豆は、生産技術の向上に努め、品質向上を図る。(大豆：面積 1.9ha(2018)→3.0ha(2020))

飼料作物は、自給飼料生産体制の確立を目指し、安定的な畜産経営を目指す。

(4) そば、なたね

そばは、高齢者でも栽培しやすい作物として定着しているため、産地交付金を活用し、排水対策の取組による生産性向上に今後も作付け支援を行いながら集落営農組織をとおして、面積維持を図り品質向上を目指す。(面積 1.1ha(2018)→3ha(2020))

(5) 高収益作物(園芸作物等)

野菜は、夏秋野菜の生産が主であり、施設の導入を推進しつつ自然災害の影響を最小限にし高温対策・防除対策等の取組を一層強化し、品質向上・安定生産を図ることで生産振興、面積拡大を推進する。低コスト・品質向上を図るため、産地交付金を活用しながら、現行の 47ha から 2020 年には作付面積 50ha への拡大を目指す。

花きは、主幹品目のキクをはじめ、スイートピーやラナンキュラス等の産地化を目指す品目も多いため、高品質の花き生産に取組み、総合産地化を推進し生産所得の向上を図る。また、低コスト・品質向上を図るため、産地交付金を活用しながら、現行の 7.4ha から 2020 年には作付面積 15ha への拡大を目指す。

ゆずは、需要があることから、農地を有効利用するために新規栽培者へ推進し、生産量の拡大を図る。栗については品質・生産量とも県下トップの水準であり、需要が安定しているため、剪定班の活動を強化することにより省力化や栽培技術の向上を図りながら実需者から信頼される産地作りを目指す。また、低コスト・品質向上を図るため、産地交付金を活用しながら、現行の 2.5ha から 2020 年には栽培面積 25.0ha への拡大を目指す。

地域の活性化を図る上で、直売所への出荷を行う目的で生産し地産地消を積極的に取り組んで産地作りを目指す。

(6) 畑地化の推進

果樹などで検討中であり、今後畑地化を推進していく。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	前年度の作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	2020年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	774.1	962.0	962.0
WCS用稲	197.0	198.0	200.0
加工用米	0.6	2.0	3.0
麦	1.2	1.5	3.0
大豆	2.1	2.1	3.0
飼料作物	142.6	140.0	150.0
そば	1.4	0.23	0.25
その他地域振興作物	70.5	88.0	93.0
・野菜(高収益)	50.7	48.0	50.0
・花き(高収益)	10.5	14.5	15.0
・果樹(高収益)	7.1	23.0	25.0
・シイタケ	2.2	2.5	3.0

4 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
				(2018年度)	(2020年度)
1	加工用米	加工用米生産性向上加算 (基幹)	取組面積(ha)	0.6	3.0
			反収(kg/10a)	513	550
2	高収益作物のうち 別表に掲げる重点 推進品目(販売を 目的とした作物 (基幹作物))	高収益作物助成(基幹)	取組面積(ha)	70.5	90.0
3	シイタケ	シイタケ(施設・ハウス栽 培)助成(基幹)	取組面積(ha)	1.1	3.0
4	そば(播種前契約 等を締結したも の)(基幹作物)	そば作付助成(基幹)	取組面積(a)	110	250

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

西臼杵地域農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
西臼杵地域農業再生協議会	17,291,000	0	17,291,000

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

17,291,000

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3															合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)	
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	その他			畑地化
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米											
1	加工用米生産性向上加算(基幹)	1	15,000							200										200	300,000
2	高収益作物助成(基幹)	1	25,000										4,158	750	260		1,528		6,696	16,741,000	
3	シイタケ(施設・ハウス栽培)助成(基幹)	1	10,000										250						250	250,000	
4	そば作付助成(基幹)	1	20,000								0								0	0	
合計(基幹)※4			実面積							200	0		4,408	750	260		1,528		7,146	17,291,000	
合計(二毛作)※4			実面積																		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

以下により増額調整をおこなうこととする。

①配分額については、個票で設定されている上限単価調整用の原資とする。

②産地資金の使途を下記の順序で優先的に増額調整をおこなう。

優先順位 1 整理番号1 … 上限単価 20,000円/ 10a

優先順位 2 整理番号2 … 上限単価 35,000円/ 10a

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額の合計が、配分枠分を超過した場合は、次式により単価を2の個票を減額して調整する(1円未満切り捨て)。

6. 高収益作物について

特になし。

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	西臼杵地域農業再生協議会	整理番号	1			
使途名	加工用米 生産性向上加算(基幹)					
対象作物	加工用米(基幹作物)					
単 価	15,000円/10a(上限単価:20,000円/10a)					
課 題	<p>地元の焼酎メーカーが当地域の原料用米の供給を求めているが、安定的な供給を続けるためには、実需者が求める価格水準に見合う生産コストを実現する必要がある。当地区における現行の加工用米は、食味が重視される主食用米と同じ品種、栽培方法で生産されている、堆肥導入や土壌診断等行い生産性向上や生産費の削減を行い、収量・品質を向上させ、収益性向上にも繋げる必要がある。</p>					
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
	加工用米作付面積(ha)	目標	-	1.1	2	3
		実績	1.1	0.6	-	-
	加工用米の単収(kg/10a)	目標	-	530	540	550
実績		523	513	-	-	
内 容	<p>○本地域で作成した、水田フル活用ビジョンに基づく取組への支援として、水田に作付された加工用米に対して、加算を行う。 ○地域内での面積増加を推進するために加算を行う。</p>					
具体的要件	<p>○加算対象者:販売目的で加工用米の契約を締結し生産した販売農家、集落営農とする。 ○加算対象水田:経営所得安定対策等実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に該当する水田とする。 ○交付要件:加工用米の契約を締結し、加工用米取組計画に基づき生産したほ場を加算の対象とする。 ①低コスト・高品質化技術(別表)を3ポイント以上実施していること。 ②本年6月までに、交付申請書・営農計画書・加工用米取組計画申請書・加工用米契約書の写しを提出していること ③捨て作りと認められる圃場及び未出荷者は交付対象外とする。 ④当初の申請面積より作付面積が少ない場合、作付面積を基に交付対象とする。大幅に下回る場合は、申請者に理由書を提出させ理由を確認する。 ⑤圃場契約で契約数量より出荷数量が大幅に下回る場合は、交付申請者に理由書を提出させ理由を確認する。災害等やむを得ない理由が無い場合は交付対象外とする。数量契約の未達者は交付対象外とする。また、数量契約で契約数量の未達者は交付対象外とする。</p>					
取組の確認方法	<p>上記要件の確認方法として ①加工用米取組計画及び出荷契約書に基づき契約を確認。 ②現地確認。 ③作業日誌等により確認。 ④検査実績により確認。 ⑤加工用米生産集出荷数量一覧表により契約の達成状況を確認</p>					
成果等の確認方法	<p>・加工用米単収 取組認定面積に対する集出荷実績量から算出する。</p>					
備考	<p>・ 助成面積については、対象水田を1筆毎に㎡単位で合計し、その1a未満を切り捨てとする。 ・ 助成金額については、1円未満は切り捨てとする。</p>					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

加工用米・米粉用米の生産性向上の取組			
1 加工用米・米粉用米生産集団の組織化		集荷業者または認定方針作成者単位等で持続性のある地域の加工用米及び米粉用米生産集団を組織し、その構成員は、各地域における人・農地プランに位置づけられた、又は、今後位置づけられることが確実な農業者であること。	
または			
2 低コスト・高品質化技術の実施		低コスト・高品質化の技術で2ポイント以上を実施。	
No	技術名	ポイント	具体的内容
1	直播栽培	2	栽培基準に則した適正な生産・管理を行うこと。
2	疎植栽培	2	<p>本県の疎植栽培の基準は次のとおり</p> <p>早期地帯 20～22株/m²</p> <p>普通期平地地帯 13～15株/m²</p> <p>普通期山間部 15～17株/m²</p> <p>※実施する栽植密度が上記の基準以下の場合でも、地域の基準単収並みの収量を確保することを証明できれば、技術要件を満たすこととする。</p>
3	不耕起田植え技術	2	
4	高度施肥管理	2	<p>「側条施肥」: 田植え作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術</p> <p>「たい肥の導入」: たい肥を投入し、たい肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行い、化学肥料の施肥量を地域の慣行基準から1割以上低減する技術(たい肥とは、わら、もみがら、樹皮、動物の排泄物その他の動植物の有機物質をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの)</p>
5	多収品種の導入	1	「さきひかり」「夏の笑み」「まいひかり」「ミズホチカラ」「み系358」
6	実需者が推奨する品種	1	「コシヒカリ」「ヒノヒカリ」「ミナミュタカ」「おてんとそだち」
7	共同施設・機械の稼働率向上の低コスト化及び品質向上	1	田植機・収穫機の共同利用による稼働率向上・低コスト化
		1	籾すり乾燥施設の共同利用による稼働率向上・低コスト化
		1	無人ヘリコプターの導入による共同・一斉防除
8	農薬資材の効率的使用	1	田植え同時箱施薬機による箱施薬の省力化・効率化
9	立ち毛乾燥による籾水分の低減	1	成熟期から5日以上遅れた収穫により乾燥調整施設利用のコストを削減
10	主食用米との混入防止対策	1	<p>主食用米との作業時期をずらし作業時間及び労力を分散化</p> <p>播種、移植、収穫、加工管理において主食用米と区別した栽培を行い、混入防止対策を実施</p> <p>また、栽培過程において専用機械の利用、施設機械の徹底した清掃を実施等</p>
11	ケイ酸質資材の使用	2	<p>土壌診断を行った結果によりケイ酸質資材を施与し、健全稲体の育成による収量向上に努める。</p>
		1	<p>地域基準等で推奨される使用量でケイ酸質資材を施与し、健全稲体の育成による収量向上に努める。(土壌診断による施与との重複カウントはしない)。</p>

※ No9及び10について、主食用米との一括管理においては該当しない

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	西臼杵地域農業再生協議会	整理番号	2			
使途名	高収益作物助成(基幹)					
対象作物	高収益作物のうち別表に掲げる重点推進品目(販売を目的とした作物)(基幹作物)					
単 価	25,000円/10a(上限単価:35,000円/10a)					
課 題	<p>主食用米からの主要な転作作物として、高収益作物である野菜等の作付けを推進しているが、高齢化や担い手不足により生産量が減少傾向にあり、産地として生産量の増加を図り栽培技術の対策が必要である。</p> <p>また、産地消費の観点から直売所の充実を図る対策が必要である。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	取組面積(ha)	目標	-	85	88	90
実績		81.8	70.5	-	-	
内 容	<p>○本地域で作成した、水田フル活用ビジョンに基づく取組への支援として、水田に作付けされた、上記対象作物(販売を目的としたもの)に対し、助成を行う。</p> <p>○重点品目の低コスト化及び品質向上技術のさらなる拡大・定着による中山間地における特徴ある品目の生産拡大を図るため、単価の増額を行う。</p>					
具体的要件	<p>○助成対象者:販売・自家加工販売の目的で、対象作物を生産した販売農家、集落営農とする。</p> <p>○助成対象水田:経営所得安定対策等実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に該当するものとする。</p> <p>○交付要件:野菜・果樹・その他のうち重要品目(別表)について、生産したほ場を助成の対象とする。</p> <p>○土壌分析、ロング肥料(被覆肥料)、たい肥導入、養液土耕栽培のいずれかに取り組む。</p> <p>①対象作物の自家加工販売計画書を作成していること。</p> <p>②本年6月末までに、交付申請書・営農計画書の写し・自家加工販売計画書等を提出していること(収穫出荷販売が完了している農作物は出荷販売契約書の写し・販売伝票などの写し・自家加工販売実績報告書等を提出)</p> <p>③当初の申請面積より作付け面積が少ない場合、作付け面積を基に交付対象とする。大幅に下回る場合は、申請者に理由書提出させ理由を確認する。</p>					
取組の 確認方法	<p>上記要件の確認方法として</p> <p>①出荷販売契約書・自家加工販売計画書に基づき確認。</p> <p>②現地確認。</p> <p>③作業日誌等により確認。</p> <p>④販売伝票等により確認。</p>					
成果等の 確認方法	<p>2019年12月末までに、以下の方法で確認する。</p> <p>①各品目において、年間収量・金額を前年度と比較し品質・単価の状況を総合的に判断し、所得向上に繋げる。</p> <p>②直売所においては、前年度との売上高をデータを用いて検証する。</p>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

(別表)助成対象作物

高収益作物のうち重点推進品目

〈野菜〉きゅうり、なす、トマト、ミニトマト、インゲン、ほうれん草、ブロッコリー、ピーマン、いちご、ねぎ、サトイモ、カボチャ、すいか、とうがらし、スイートコーン、キャベツ、白菜、高菜、山菜、アスパラガス、玉葱、にら、しょうが、ニンニク、大根、甘藷、しそ、エンドウ、ソラマメ、こんにゃく、わさび、その他野菜

〈花き〉キク、ラナンキュラス、スイートピー、ホオズキ、ダリア、りんどう、その他花き

〈果樹〉くり、ゆず、ブドウ、もも、うめ、柿、ブルーベリー、その他果樹(ただし、新植後3年以内に限る)

〈その他〉葉たばこ(特用作物)、加工用青刈り稲(しめ縄用)、小豆(豆類)

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	西臼杵地域農業再生協議会		整理番号	3		
使途名	シイタケ(施設・ハウス栽培)助成(基幹)					
対象作物	シイタケ					
単 価	10,000円/10a					
課 題	シイタケは、近年の不安定な気象条件により、ほだ木の出来も悪く不作傾向にある。また、食に対する「安心・安全」への感心は強く、原木栽培を求める声は強くなっており、現状主流となっている露地栽培から施設ハウス栽培への転換が課題である。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	取組面積(ha)	目標	—	1.5	2.5	3
		実績	1.5	1.1	—	—
内 容	○本地域で作成した、水田フル活用ビジョンに基づく取組への支援として、水田にて栽培された、シイタケ(コスト削減を目的としたもの)に対し、助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者:販売・自家加工販売の目的で、シイタケ販売を目的に契約等を締結し、生産した販売農家、集落営農とする。</p> <p>○助成対象水田:経営所得安定対策等実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に該当するとする。</p> <p>○交付要件:シイタケ販売を目的とした契約を締結して、生産したほ場を助成の対象とする。</p> <p>①施設ハウス導入により品質向上を図る。</p> <p>②シイタケ販売を目的とした契約などを締結又は自家加工販売計画書を作成して、栽培していること。</p> <p>③本年6月末までに交付申請書・営農計画書・播種前契約書の写し・自家加工販売計画書等を提出していること(収穫・出荷販売が完了している農産物は出荷販売契約書の写し・販売伝票等の写し・自家加工販売実績報告書等を提出)</p> <p>④当初の申請面積より作付け面積が少ない場合、格付け面積を基に交付対象とする。大幅に下回る場合は、申請者に理由書提出させ理由を確認する。</p>					
取組の 確認方法	<p>上記要件の確認方法として</p> <p>①出荷販売伝票・自家加工販売伝票に基づき確認。</p> <p>②現地確認。</p> <p>③作業日誌等により確認。</p>					
成果等の 確認方法	取組面積を集計して確認する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	西臼杵地域農業再生協議会			整理番号	4
使途名	そば作付助成(基幹)				
対象作物	そば(播種前契約等を締結したもの)基幹作物				
単 価	20,000円/10a				
課 題	そば・なたねの作付については、播種前契約等による、確実な販売を前提とした安定した取り組みを推進する必要がある。				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	取組面積(a)	目標 —	210	230	250
		実績 230	110	—	—
内 容	本地域で作成した、水田フル活用ビジョンに基づく取組への支援として、水田に作付けされた、そば(播種前契約等を締結したもの)に対して、助成を行う。				
具体的要件	<p>○助成対象者:販売・自家加工販売の目的で、そばのは種前契約等を締結し、生産した販売農家、集落営農とする。</p> <p>○助成対象水田:経営所得安定対策等実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に該当するとする。</p> <p>○交付要件:そばの播種前契約等を締結して、生産したほ場を助成の対象とする。</p> <p>①そばの播種前契約等を締結又は自家加工販売計画書を作成して、作付けしていること。</p> <p>②本年6月末までに交付申請書・営農計画書・播種前契約書の写し・自家加工販売計画書等を提出していること(収穫・出荷販売が完了している春そばは出荷販売契約書の写し・販売伝票等の写し・自家加工販売実績報告書等を提出)</p> <p>③追加配分枠(そば)を活用するため、追加配分枠の通知後に提出された、播種前契約書・出荷販売契約書・自家加工販売計画書等は交付対象外とする(追加配分枠の再追加は不可能のため)</p> <p>④追加配分対象面積より作付け面積が少ない場合、作付面積を基に交付対象とする。大幅に下回る場合は、申請者に理由書提出させ理由を確認する。</p> <p>⑤追加配分対象面積を作付け面積が超過した場合は、単価を減額調整して交付する。</p> <p>○その他要件・生産性向上の取り組みとして、排水対策を実施すること。</p>				
取組の 確認方法	<p>上記要件の確認方法として</p> <p>①播種前契約書・出荷販売契約書・自家加工販売計画書に基づき契約を確認。</p> <p>②現地確認。</p> <p>③作業日誌等により確認。</p> <p>④そば数量払申請者は、数量払申請書および検査実績により販売確認。</p> <p>⑤数量払を申請しない場合は、販売伝票・自家加工販売実績報告書等により販売確認。</p>				
成果等の 確認方法	取組面積を集計して確認する。				
備考	追加配分のうち地域の取組に応じた配分を活用				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。